

令和2年6月15日
生活支援部医療保険課

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の対応等について

1 傷病手当金

(1) 対象者

給与等の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染等し、労務に服することができなかつたため、その給与の全部または一部が支給されなかつた国民健康保険被保険者

(2) 支給額

欠勤にかかる給与収入の3分の2に相当する額（給与等の一部が支給される場合はその差額）

(3) 適用期日

令和2年1月1日から9月30日まで

(4) 財源

国が全額財政支援を行う予定

(5) その他

傷病手当金支給については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、特に緊急を要するため、区長専決により国民健康保険条例の改正及び予算措置を行った。

2 保険料の減免

(1) 対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限もしくは支払日が設定されている国民健康保険料

(2) 減免の対象となる世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負つた世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が年間で10分の3以上見込まれる世帯（世帯等の前年の合計所得等の状況により対象とならない場合がある。）

(3) 減額・免除の割合

① 前記(2)①の場合

世帯の保険料全額

② 前記(2)②の場合

世帯の保険料のうち国の基準により算出した金額（前年の減少見込所得が世帯合計所得に占める割合等から算出）を所得に応じて2割から最大10割免除。

(4) 財源

国の基準により減額又は免除した保険料は、国が全額財政支援を行う予定

(5) 周知

令和2年度保険料決定通知の送付にあわせて、全世帯に減免制度の案内及び申請書を送付するとともに、区報（6月11日号）及びホームページで周知

(6) 申請方法

原則として郵送による申請とする。

3 その他

後期高齢者医療制度についても同様の取り扱いを東京都後期高齢者医療広域連合で実施予定